

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「〇〇児童相談所が保有する〇〇〇〇の矯正歯科通院に関する調整状況」の開示請求につき、平成24年6月29日付けで、「取扱経過記録」（以下「本件文書1」という。）及び「調査・面接記録」（以下「本件文書2」という。）に記録された保有個人情報（以下、本件文書1及び本件文書2を併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を対象として、改めて開示・不開示の決定をすべきである。

実施機関が行ったその余の決定については、妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人の代理人（以下「代理人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、開示請求者本人（以下「児童A」という。）の法定代理人として、実施機関に対し平成24年5月1日付けで〇〇児童相談所（以下「児童相談所」という。）を担当課所とする本件請求保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成24年6月29日付けで本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 代理人は、行政不服審査法に基づき、平成24年7月2日付けの異議申立書により、実施機関に対し、不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年8月23日付けで実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年8月23日付けで実施機関から理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年10月31日付けで代理人から

平成24年11月 1日	代理人から意見書を受理
平成24年11月27日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成24年12月20日	審議
平成25年 1月17日	審議
平成25年 5月16日	代理人による意見陳述及び審議
平成25年 7月18日	審議
平成25年 8月 7日	答申

別紙

本件文書1の3ページ22行目から23行目